

広報関連（動画撮影・編集技術）国内委託教育
評価手順書

2026年（令和8年）7月

航空自衛隊

1 総則

1.1 適用範囲

本書は、広報関連（動画撮影・編集技術）国内委託教育の調達に係る評価手順について規定する。

2 落札方式及び得点配分

2.1 落札方式

次の要件を全て満たす者のうち、2.2 の総合評価点が最も高い者を落札者とする。

- a) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- b) 応札資料作成要領の別表「技術評価項目一覧表」に記載される要件のうち、[評価区分] が [必須] とされる [提案要求項目]（以下「必須項目」という。）を全て満たしている（「必須項目」すべてが 1 点以上）こと。

2.2 得点配分

得点配分は、次のとおり。

$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$
--

$$\text{○技術点} = \text{基礎点} + \text{加点}$$

$$\text{○価格点} = \text{価格点の得点配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

技術点は、応札資料作成要領の別表「技術評価項目一覧表」の [提案要求項目] ごとに各評価者が採点した基礎点と加点を合算したものの平均点（小数点以下第 3 位を四捨五入）を算定し、その合計点から算出する。ただし、基礎点の対象となる要件が一つでも要求事項を満たしていない場合は、その応札者は不合格とする。

※基礎点・・・必須項目に設定される評価点

※加 点・・・「技術評価項目一覧表」に記載される要件のうち、[評価区分] が [任意] とされる [提案要求項目] に設定される評価点

※技術点の配分上限値は 100 点（基礎点：90 点、加点：10 点）

※価格点の配分上限値は 50 点

3 評価の手続き

3.1 技術評価

技術点により技術評価を行う。

（技術点の評価方法は、後述の「4 技術点の評価方法」を参照）

3.2 総合評価

「3.1 技術評価」を通過した応札者について、総合評価点を算出し、最も高い応札者を落札者とする。

4 技術点の評価方法

4.1 評価項目における得点配分

応札資料作成要領の別表「技術評価項目一覧表」のとおり。

4.2 基礎点評価

別添「技術評価基準表」に示す〔評価の観点〕に沿って行い、要件を満たしている場合は、4.1 項に示す得点をその度合いに応じて配分し、一つでも要件を満たしていない場合（0点）は、不合格とする。

4.3 加点評価

別添「技術評価基準表」に示す〔評価の観点〕に沿って行い、要件を満たす度合いに応じて、4.1 項に示す得点を上限とし、配分する。

技術評価基準表

件名：広報関連（動画撮影・編集技術）国内委託教育

項 目	細部項目	提案要求項目	番号	評価の観点	基礎点	加 点
1 全般	知識・技能の習得に向けた項目立て及び説明	動画撮影・編集技術に係る基本的な知識及び技能を習得するために必要な項目、配当時間、到達目標及び説明が網羅されていること。	(1)	動画制作の一連の工程（企画、撮影、編集、書き出し等）に必要な教育項目が網羅されているか。	5	—
			(2)	教育項目に対し、十分な配当時間が確保されているか。	5	—
			(3)	教育項目ごとに到達目標が明確に設定されているか。	5	—
			(4)	受講者が何を学び、何ができるようになるのかが明確に示され、教育内容及び実施方法が具体的に記載されているか。	5	—
2 教育項目	航空自衛隊及び広報の特性を理解した教育内容	航空自衛隊の特性を十分に踏まえた教育内容であること。	(5)	航空自衛隊の任務、広報活動及び記録撮影業務の特性を理解した教育内容となっているか。	5	—
		広報担当者の立場を理解し、見合った教育内容であること。	(6)	SNS 広報、募集広報、行事広報等の目的に応じた動画制作を指導できるか。	5	—
		受講者にとって具体的であり、実践的な教育内容であること。	(7)	教育内容が受講者の実際の業務で発生する作業を想定しているか。また、抽象的な説明ではなく、具体的な課題及び操作演習が設定されているか。	5	—
3 事業実施主体の適正性	3.1 教育カリキュラムの平易性と妥当性	初心者でも教育項目ごとに達成感を得られる段階的な計画となっていること。	(8)	教育内容が基礎から応用へ無理なく初心者でも達成感を感じることができる内容となっているか。	5	—
		インプット（説明）とアウトプット（実践）が細かく繰り返されるような構成であり、受講者を飽きさせない工夫があること。	(9)	説明後に実践を行うなど、学習内容の定着を図る構成となっているか。	5	—
		初心者が最初に覚えるべき必須機能（カット・テロップ・音量調整）に重点を置いたカリキュラムになっていること。	(10)	初心者が最初に習得すべき基本機能を中心とした教育内容になっているか。また、教育内容が広報業務等で実際に使用頻度の高い機能を優先しているか。	5	—
		初心者が最もトラブルを起こしやすい「BGMの無断使用」や「他人の顔の映り込み」といった法的リスク・モラルについて、事例を交えてわかりやすく解説する時間が含まれていること。	(11)	著作権、肖像権、個人情報保護等に関する教育時間が確保されているか。また、動画制作時に発生しやすいトラブル事例を扱っているか。	5	—
		動画作成は、5 日間の計画で無理なく完成させられる、初心者にとっても適切な難易度と長さ（例：15 秒～30 秒程度の SNS・広報用ショート動画など）の目標設定がなされていること。	(12)	初心者が教育期間内に到達可能な目標が設定されているか。また、動画の長さや編集内容が教育期間内で無理なく完成できるものとなっているか。	5	—
		官側からの要望、調整等に迅速かつ柔軟に対応できる体制であること。	(13)	官側担当者との連絡窓口が明確であり、連絡体制が整備されているか。	5	—
	3.2 適正かつ柔軟な教育態勢の確立	教育に必要な講師、施設、機材等が確保されていること。	(14)	必要な知識・技能・経験を有する講師が配置されているか。また、座学及び実技教育に必要な施設が確保されているか。	5	—
		講師の過去の指導実績や受講生の満足度は十分であること。	(15)	同種教育又は類似業務における指導実績があり、講師として継続的な教育経験を有しているか。	5	—
	3.3 講師の指導実績と適格性	講師は「初心者向けの講座（教育）」を多く経験しており、専門用語（フレームレート、シーケンス、イン点など）を理解しやすい言語で説明できる能力（経験、知識）を有していること。	(16)	映像制作未経験者又は初心者を対象とした教育実績を有しているか。また、専門用語を初心者にも理解しやすい言葉に置き換えて説明できるか。	5	—
		操作が遅れた受講生にも素早く気づき、個別フォローができるような十分なサポート人員（アシスタント）が配置され、受講生が声をかけやすい環境が構築されていること。	(17)	講師のほか、受講者支援を行うアシスタント等が配置され、操作が遅れている受講者や理解が不十分な受講者を適切に把握し、個別支援できる体制があるか。	5	—
	3.4 徹底した脱落防止体制	教育終了後の復習教材として、文字だけの教材ではなく、画面のスクリーンショットや矢印を多用した操作マニュアル等の教材（資料）が準備され、教育終了後も、受講生が単独で手順を再確認できること。	(18)	操作手順が段階的に記載され、初心者でも再現可能な内容となっているか。	5	—
	3.5 アフターフォロー				5	—
4 ワークライフバランス等の推進	ワークライフバランス等の推進に関する指標	・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし認定）、次世代法に基づく認定（くるみん、トライくるみん、プラチナくるみん認定）及び若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）のいずれかを有している。	(19)	ワークライフバランス等の推進に関する指標については以下の基準で評価する。複数の認定等に該当する場合は、最も高い得点を採点とする。 【女性活躍推進法に基づく認定等】 プラチナえるぼし：5 点 えるぼし 3 段階目（注 1）：4 点 えるぼし 2 段階目（注 1）：3 点 えるぼし 1 段階目（注 1）：2 点 行動計画（注 2）：1 点 【次世代法に基づく認定】 プラチナくるみん：5 点 くるみん（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）：3 点 くるみん（平成 2 9 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日までの基準）：3 点 トライくるみん：3 点 くるみん（平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの基準）：2 点 【若者雇用促進法に基づく認定】 ユースエール認定：4 点 注 1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 注 2 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合）	—	5
5 従業員の賃上げを実施する企業等に対する措置	5.1 賃上げの実施を表明した企業等	【中小企業等】 対前年（度）比で給与等受給者の「給与総額」を「2.5% 以上」増加させる旨を従業員に表明していること（入札時に表明書を提出）。	(20)	従業員への賃金引上げ計画を表明しているか。	—	5
	5.2 賃上げ未実施の場合の減点処置	財務省から適宜の方法により通知された減点措置の該当企業であるか。（該当企業である：-11 点）	(21)	財務省から適宜の方法により通知された減点措置の該当企業であるか。（該当企業である：-11 点）	—	—
					90	10